

○宮崎県環境影響評価専門委員会 議事概要

- (日 時) 令和元年10月10日(木) 13:00～14:30
(場 所) 県庁7号館 744号会議室
(出席者) 環境影響評価専門委員会委員 9名(10名中)
事務局 5名
事業者 6名

令和元年8月28日付けで知事から諮問を受けた「(仮称)日之影町風力発電事業」の計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見をとりまとめるため、以下のとおり委員会が開催された。

1 開会

2 環境管理課長あいさつ

3 議事

(1) 「(仮称)日之影町風力発電事業」の計画段階環境配慮書に関する意見交換

① 事前の質疑・意見等に対する事業者からの回答

委員から事前に提出された質疑・意見等に対する回答について、事業者から説明があった。

② 質疑応答

主な質疑応答は以下のとおり。

(委員) 風車の影がかかる範囲として、配慮の基準としている風力発電機設置予定範囲から2kmという数値は、ヨーロッパ等で用いられる基準だが、日本での事業との兼ね合いを考慮して基準は的確であるのか。

(事業者) 2kmという数値は、日本では基準が設けられていないため、海外のアセス事例の予測範囲から最大値を設定している。

基準としては海外の数値を用いているが、実際に現地調査を行い、風車の影の影響範囲及び時間をシミュレーションすることによって、判断する。また、季節による影響の変化についても調査を行う。

(委員) 土地改変や、土砂及び濁水流出が懸念される。

土壌から重金属等が流出していく可能性があるため、方法書等でその点お示しいただきたい。

(委員) 雨水排水対策に関して、最近多発している集中豪雨、ゲリラ豪雨の影響も真剣に検討していただきたい。

また、除草剤の使用により、地下に浸透し河川に流れ、河川の魚が絶滅したケースもあるため、そのようなことも頭に入れてもらいたい。

(委員) ユネスコエコパークの「移行地域」について、規制はないとしても、理念的なものがあり、地域住民と協力して自然を守っていくという考え方かと思う。

各ユネスコエコパークには、10年ごとに審査が入る。10年後に地域住民も風車設置についてよく知らないまま、審査に影響を与えると問題かと思うため、規制等がないとしても、事務局と協議はしていただきたい。

(委員) 隔離について、具体的に教えていただきたい。

(事業者) 環境省が風車騒音に関して指針としているものは、計画地周辺の現状の音を測り、そこから音がどれだけ変化するかで判断を行う。

普段静かな区域であれば、少しの風車等の音でも目立ってしまい、逆に普段音が大きい区域であれば、多少の風車の音が入っても目立たないと評価できる指針となっている。

現地調査の評価の結果、普段の地域の音から大きく変わるようであれば、風車の位置を変更する、より小さい風車にするという対応が必要があり、そういった検討を行う。

(委員) 超低周波音が実際、人体にどのような影響があるのか。

(事業者) 超低周波音は、環境中に普通にある音であるが、周波数が非常に低く、音として鼓膜で聞き取れるようなものではない。

超低周波音が大きい時、感じ方としては、鼓膜ではなく肌をたたくような振動で感じると言われている。

バスの中や、海岸線の波の高い所などでは、人が肌で感じるような大きい超低周波音も普通に環境中にあると言われているが、肌の健康を害しているというものでもない。

現段階では、風車から出る超低周波音の大きさ、人体への影響について詳しく分かっていない。

今後、一般環境中の超低周波音と比較して、風車から出る超低周波音が懸念されるレベルなのか示していきたい。

(委員) 各月3日間の計18日とあるが、3日の間隔はどの程度か。

(事業者) 渡り鳥の調査期間は、一定期間を空けるというよりは、その時期に通過する渡り鳥の一番多い時期を有識者等から聞き取りを進める中で、一番多いと考えられる3日間実施する。

(委員) 猛禽類についてはそれでいいと思う。小鳥についても渡りがあり、ダラダラと渡る。これについても、考慮していただきたい。

(委員) 騒音とか低周波音に関して、風力発電事業等で苦情が出ているため、地元との公害協定のようなものを作ってコミュニケーションをとり、苦情等が挙がった際には、献身的に対応していただけるとありがたい。

(事業者) 実際に風車が回って、違和感があるといった地域住民には、個別に対応していきたい。

また、日之影町の町有地を借りて事業を進めているため、地域住民に迷惑をかければ、町から貸し付けを断られる可能性もある。

細かい事例には、風車運転の前後に関わらず、対応していきたい。

(委員) 施設の撤去について、どこかできちんと「撤去します」と明記していただけるとありがたい。

(事業者) 町有地を借りているため、町の方と、撤去はどうするのかという話題が出ている。

撤去については、20年後の話であるため、撤去費用を想定するしかないが、現状で推定できる金額を毎年貯めていきたい。

また、銀行からお金を借りて事業を進めていくうえで、基本的には銀行からストップがかかることはまずあり得ないため、費用は毎年継続できる。

今後詳細に事業計画資金の計画を作成したいため、「現状では（事業が終了した際の風車機等の放置について）無いようにします」と文書で書けると思う。

③ 委員協議

質疑応答を踏まえ、委員による協議が行われた結果、以下のとおり答申の内容をとりまとめることで合意が得られた。

(ア) 答申に盛り込む内容は次の5点とする。

- ・ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの事務局との協議を行うこと。
- ・ 地域住民と協議を行うこと。
- ・ 事業終了後の施設撤去について文書で示すこと。
- ・ 県のレッドリスト等を参考にして、動植物の把握に努めること。
- ・ 除草作業による水生生物の影響について勘案すること。

(イ) 答申の素案を事務局が作成し、事務局から各委員に素案を打診する。

(ウ) 細かい表現等については、最終的には会長に一任する。

4 閉会